

引っ越しの季節です。

**届け出をお忘れなく！**

表中の※印は、届け出時にお持ちいただくものです。  
ご不明な点は電話で確認のうえ、ご来庁ください。

詳細 南区役所 ☎582-2400

届出の内容		南区→市外	市外→南区	市内・区内での転居	詳細
住民票の異動		転出届 引っ越し前に届け出。転出証明書を発行します（新住所地で転入の届け出をしてください）。 ※届け出人を確認できるもの（免許証など）	住民異動届（転入届） 転入後14日以内に届け出。 ※届け出人を確認できるもの（免許証など）、転出証明書（前住所地で発行）を持参	住民異動届（転入・転居届） 引っ越し後14日以内に新住所地の区役所に届け出。 ※届け出人を確認できるもの（免許証など）	戸籍住民課
		新住所の番号（○番○号）または番地（○番地○）、マンション等の場合はその名称・部屋番号まで確認の上、届け出を。			
印鑑登録		印鑑登録証の返還 登録は転出届により自動的に廃止になります。 ※印鑑登録証	必要な方は新たに登録手続き ※登録印鑑、所定の本人確認書類（事前に係までお問い合わせください）	住民異動届により自動的に住所が変更されます。	保険年金課
転校（小・中学校）		在学証明書・教科書給付証明書を今までの学校からもらい、引っ越し先の市区町村で手続き	前の学校が発行した在学証明書（新入学児童・生徒については入学通知書）を住民異動届とともに提出 入校票を発行しますので、在学証明書とともに新しい学校に提出 ※在学証明書または入学通知書		
国民健康保険		脱退の手続き、保険証の返還（引っ越し前に） ※印鑑、国民健康保険証、納付通知書	加入される方は加入手続き 転入後14日以内に新住所地の区役所で届け出。 ※口座振替による保険料納付を希望する方は預金通帳と通帳使用印	住所変更手続き 転入後14日以内に新住所地の区役所で届け出。 ※印鑑、国民健康保険証、納付通知書	
介護保険		被保険者証の返還 ※被保険者証	新たに加入手続き ※受給資格証明書（前住所地で交付を受けていた方のみ）	住所変更手続き 新住所地の区役所で。 ※被保険者証	
国民年金	加入者	新住所地の市区町村で住所変更手続き	住民異動届により自動的に住所が変更されます。		
	受給者	年金の種類によって手続きが異なります。詳細は札幌西社会保険事務所（☎241-7281）か、区役所保険年金課へ。			
児童手当		住所変更手続き（資格喪失）	新たに申請手続き ※所得証明、預金通帳	住民異動届により住所が変更されます。ただし、電話番号が変更になる場合は届け出を。	保健福祉サービス課
児童扶養手当 特別児童扶養手当		住所変更手続き ※手当証書	住所変更手続き ※所得証明書	住所変更手続き 新住所地の区役所で。 ※手当証書	
身体障害者手帳 療育手帳		福祉パス・タクシーチケットの返還 ※パス、チケット	住所変更手続き ※印鑑、手帳（療育手帳の場合は本人の顔写真も必要）	住所変更手続き 新住所地の区役所で。 ※印鑑、手帳	
各種医療費の助成 （乳幼児・老人・ 重度障害・母子）		受給者証の返還 ※受給者証	新たに申請手続き ※健康保険証、所得証明書（老人保健法対象者は負担区分証明書）重度障害の方は身体障害者手帳など	住所変更手続き 新住所地の区役所で。 ※受給者証	
敬老手帳 （65歳以上の方）		敬老手帳の返還 ※敬老手帳	新たに交付手続き ※健康保険証など生年月日を確認できるもの	ご自分で新住所を記入してください。	
敬老パス （70歳以上の方）		敬老パスの返還 ※敬老パス	住民異動届提出後に案内通知が届きます。	そのままご利用ください。	
原動機付自転車 （125cc以下）		廃車手続き ※印鑑、運転免許証、ナンバープレート、標識交付証明書	新規登録手続き ※印鑑、運転免許証、廃車証明書（またはナンバープレートと標識交付証明書）	住民異動届により自動的に住所が変更されます。	課税課
固定資産税		土地や建物などの所在地の市区町村へ住所変更の手続きをしてください（電話・はがきでも可）			

